

# 注意!!

## 送り付け商法って知ってますか??

# お お し ま

宗像警察署  
大島駐在所  
TEL 72-0110



## 特定商取引法違反事件発生!!

先日大島で特定商取引法の送り付け商法が発生しました。

送り付け商法とはどのような手口かという、注文もしていないのに、業者が一方的に商品を送り付け、その商品の代金を請求し、購入させる商法になります。

悪質事業者



→ 一方的に商品を送り付け  
(注文していない場合)

消費者



今回大島で発生した事件は、健康食品を一方的に送り付け、その金額を請求するという内容でした。

売買契約の申込みもしていないのに、一方的に送り付けられた商品については、直ちに処分することができますので、**返送する必要も請求に応じる必要もありません。**

業者が、支払要求の電話をしってくるような場合は、「**注文してません!! 警察に相談します。**」と毅然たる態度で断ってください。

今回の大島の事件も、被害にあった翌日には駐在所に相談に来られましたので、早期に対応することができました。

同様な事件が起きた場合はまずは駐在所まで気軽に相談して下さいm(\_ \_)m

### 駐在所（竹房）からの一言

春が近づき、大島も観光客が急に増加して来ました。

間もなく桜の季節が訪れ、更なる観光客の増加が見込まれます。

最近、自転車や車の交通量が増えたせいか、少しずつ事故も増えてきていますので、子供、高齢者が事故に合わない様に皆様今まで以上に安全運転をお願いします。

私も今以上に大島を巡回して、大島の安全安心を守っていきます。